

下関市「介護の仕事」出前講座 実施要領

1 目 的

市内の小学生、中学生、高校生等を対象に、介護及び介護の仕事内容、魅力、やりがい等を出前講座という形で伝えることにより、介護に関する認知度を高めるとともに理解促進を図り、将来の進路選択の参考としてもらうことを目的とする。

2 対象となる学校

下関市内の小学校、中学校及び高等学校（中等教育学校含む）

3 実施体制

〔主催〕 下関市介護保険課

▶ 下関市介護の仕事魅力発信事業（講師は、市の委託先からの派遣）

4 出前講座の内容

介護職及び介護支援専門員の必要性、職員の処遇、仕事の概要、やりがい等を伝える座学及び体験講座を行う。

講座内容等については、事前に講師が学校や市と打合せの上、決定。

5 実施時間

1 講座 1 時間程度 （学校の要望に応じて延長等可）

6 実施期間

令和7年4月 ～ 令和8年3月末日

7 申込等（申込～出前講座）

（1）下関市「介護の仕事」出前講座（以下、「出前講座」という。）を希望する学校は、市介護保険課へ事前連絡の上、下関市「介護の仕事」出前講座申込書（様式1）により、開催希望日の 2 か月以上前にファクシミリ又はメールで申し込み。

（2）市介護保険課が委託先と講師派遣の日程調整を行い、学校へ出前講座の決定通知書（様式2）を送付。

（3）出前講座の内容等について、学校と講師による打ち合わせ。

（4）講師が、学校に出向き出前講座を実施。

出前講座が終了した学校は、10日以内に出前講座実施報告書（様式3）を市介護保険課に提出。

8 出前講座の費用

無料（会場の確保は必要）

9 実施場所

原則として、申し込みのあった学校での実施。

要望に応じて変更することができるが、会場の確保は学校が行うこと。

10 学校、講師、市の役割分担

（1）学校

- ・会場の提供
- ・出前講座に必要な備品の貸与
- ・出前講座の資料の学生への配布
- ・実施後の学生へのアンケート用紙の集約
- ・実施報告書を市に提出

（2）委託先・講師

- ・出前講座資料の作成
- ・出前講座に必要な機材や福祉用具の準備、搬出入
- ・会場設営（持込機材や福祉用具等の設営）
- ・出前講座の運営

（3）市介護保険課

- ・学校からの申込受付後の学校、委託先との日程調整

11 その他

- ・年間の出前講座の実施校は、10校程度とする。
- ・この実施要領に定めのない事項については、関係者協議の上、これを定めるものとする。